

## かわさき TEKTEK アプリ機能使用承認要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市内に所在する法人その他の団体がかわさき TEKTEK のイベント機能を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 イベント機能とは「スタンプラリー」、「リアルウォーキング」、「バーチャルウォーキング」の各機能のことをいう。

### (使用条件)

第3条 イベント機能の使用にあたっての条件は次のとおりとする。

- (1) イベント機能の作成については、アプリ開発事業者とイベント機能を使用しようとする者（以下「申請者」という。）の2者間で契約すること。
- (2) アプリ開発事業者の開発スケジュールに従うこと。
- (3) イベントの作成にあたっては、不適切な場所を拠点としないこと。
- (4) イベントを作成するための必要費用等は市に請求できない。
- (5) 災害その他、何らかの事由でアプリのサービスの提供等に支障が生じたとしても、市は申請者に生じた損失を補償しない。
- (6) 虚偽の申請をした等の不正行為が認められた場合は、イベントの公開を中止することがある。

### (使用手続き)

第4条 申請者は、かわさき TEKTEK イベント機能使用承認申請書（第1号様式）を健康福祉局長に提出しなければならない。

2 健康福祉局長は、イベント機能の使用を承認し、又は不承認とするときは、かわさき TEKTEK 使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、健康福祉局長は、使用の承認にあたって必要な条件を付することができる。

### (遵守事項)

第5条 イベント機能を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) イベントの拠点の設定にあたっては、必要に応じて申請者が拠点となる場所の所有者に許可を取ること。
- (2) 拠点へのチェックインに2次元コードを使用する場合には、アプリ利用者に分かりやすい場所に設置すること。また、イベント開催期間中は常に2次元コードを掲示しておくこと。

### (使用承認期間)

第6条 イベント機能の使用期間は1年以内とする。ただし、健康福祉局長が特に認める場合はこの限りではない。

(使用承認しない場合)

第7条 健康福祉局長は、次の各号に該当するときはイベント機能の使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) かわさき **TEKTEK** の品位を傷つけ、またはかわさき **TEKTEK** の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 市が行う事業または、市が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他各健康福祉局長が適当でないと認める場合

(所管)

第8条 この要領の所管は健康福祉局保健医療政策部健康増進課とする。

(その他)

第9条 この要領実施のため、その他必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(第1号様式)

かわさき TEKTEK イベント機能使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市健康福祉局長

申請者 所在地

団体名

代表者名

連絡先 担当：

電話：

次のとおり、かわさき TEKTEK のイベント機能の使用について申請します。

1 使用目的

2 使用するイベント機能 (□にチェックを入れてください)

スタンプラリー

リアルウォーキング

バーチャルウォーキング

その他 ( )

3 使用期間

年 月 日 ~

年 月 日

4 申請者の事業概要 (概要資料がある場合は資料の添付で代用可)

(第2号様式)

川 第 号  
年 月 日

かわさき **TEKTEK** イベント機能使用承認通知書

所在地  
団体名  
代表者名

川崎市健康福祉局長

年 月 日付けで申請のあったかわさき **TEKTEK** イベント機能の使用について、次のとおり承認します。

1 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 使用承認する機能

3 使用承認の条件

- (1) イベント機能の作成については、アプリ開発事業者と申請者の2者間で契約すること。
- (2) アプリ開発事業者の開発スケジュールに従うこと。
- (3) イベントの作成にあたっては、不適切な場所を拠点としないこと。
- (4) イベントを作成するための必要費用等は市に請求できない。
- (5) 災害その他、何らかの事由でアプリのサービスの提供等に支障が生じたとしても、市は申請者に生じた損失を補償しない。
- (6) 虚偽の申請をした等の不正行為が認められた場合は、イベントの公開を中止することがある。

4 理由（不承認の場合のみ）

電話

E-mail